

## 理事の選挙に関する細則

本細則は、評議員等の選出方法等に関する規程第5条に基づき理事の選挙に関する事項を定めるものである。

第1条 理事は、改選された評議員を選挙人及び被選挙人としての選挙により選出する。

- (1)立候補者が理事の定数を超える13名以上の場合は、事前に送付された立候補者名が記載された無記名投票用紙の投票欄に○印を4か所付し、選挙管理委員会宛に郵送することで行う。
- (2)立候補者が理事の定数を超えない11名以下の場合は、事前に送付された立候補者を除く改選された評議員名が記載された無記名投票用紙の投票欄に選出人数により規定された数の○印を付し、選挙管理委員会宛に郵送することで行う。

第2条 開票に際しては、次の点に留意する。

- (1) 前条第1号、2号の投票用紙以外での投票は、無効とする。
- (2) 郵送の消印が投票締切日を過ぎた投票は、無効とする。
- (3) 無記名でないと判断される投票は、無効とする。
- (4) 前条第1号、2号の投票用紙に規定された数を超える○印が付された投票は、無効とする。
- (5) 前条第1号、2号の投票用紙に規定された数以内の○印が付された投票は、それらを有効とする。
- (6) 前条第1号、2号の投票用紙に規定された数以内の○印付された投票であって○印の判読が不能である場合は、当該○印は無かったこととする。
- (7) 前条第1号、2号の投票用紙に規定された数以内の○印が付された投票であって同一投票欄に○印が重複している場合は、当該欄の○印は、1と数える。

2 選挙管理委員長は、改選評議員による社員総会の席上で監事の立会の下、投票用紙を開封する。

第3条 選出の決定は、次による。

- (1) 第1条第1号の投票用紙の場合は、有効○印の数の多い順に12名以内を選出する。
- (2) 前号で当落境界に同数の有効○印があり12名を超えるときは、選挙管理委員会は抽選を行って当選者を提案できる。
- (3) 第1条第2号の投票用紙の場合は、有効○印の数の多い順に定数に達するまで選出する。
- (4) 前号で当落境界に同数の有効○印があり定数を超えるときは、選挙管理委員会は抽選を行って当選者を提案できる。

附則

本細則は、平成 11(1999)年 7 月 19 日制定

2001 年 10 月 19 日改訂

2002 年 10 月 4 日改訂

2011 年 11 月 5 日改訂

2015 年 11 月 7 日改訂

2023 年 5 月 10 日改訂